

# 滋賀県食の安全・安心推進条例および同施行規則（抜粋）

## 【審議会の設置について】

### 滋賀県食の安全・安心推進条例

#### （滋賀県食の安全・安心審議会）

- 第23条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県食の安全・安心審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、第8条第4項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、食の安全・安心の確保に関する事項について調査審議する。
  - 3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、食の安全・安心の確保に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

#### （審議会の組織等）

- 第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、食の安全・安心の確保に関し学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
  - 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、再任されることを妨げない。
  - 5 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
  - 6 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
  - 7 専門委員は、審議会の会議に出席し、専門的な立場から意見を述べるることができる。
  - 8 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
  - 9 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
  - 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 同条例施行規則

#### （審議会の会長）

- 第10条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
  - 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### （会議）

- 第11条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の議長となる。
  - 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
  - 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### （関係者の出席）

- 第12条 審議会は、必要があるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

#### （庶務）

- 第13条 審議会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部において処理する。

#### （委任）

- 第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 【推進計画の策定について】

# 滋賀県食の安全・安心推進条例

### (推進計画)

- 第8条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。
- 2 推進計画には、食の安全・安心の確保に関する施策の方向ならびに施策の具体的な内容および目標その他の必要な事項を定めるものとする。
  - 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民および関係事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
  - 4 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、滋賀県食の安全・安心審議会の意見を聴かななければならない。
  - 5 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 6 前3項の規定は、推進計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

### (施策の実施状況の公表)

- 第9条 知事は、毎年度、推進計画に基づく施策その他の県が実施した食の安全・安心の確保に関する施策の実施状況の概要を取りまとめ、遅滞なく、滋賀県食の安全・安心審議会に報告するとともに、公表しなければならない。

## 同条例施行規則

### (軽微な変更)

- 第3条 条例第8条第6項の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。
- (1) 食の安全・安心の確保に関する施策の目標に関する指標の数値の1割以内の変更
  - (2) 法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更
  - (3) 用語、名称等の変更、誤記の訂正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更
  - (4) 推進計画以外の県の計画について、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく知事の附属機関またはこれに準ずる機関の審議を経てされた変更に伴う変更
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、記載事項の趣旨の変更を伴わない変更